

## 出産・子育て応援事業 Q&A

こんなとき  
どうなるの？

Q1 「出産応援給付金」「子育て応援給付金」をもらうためにはどうすればよいですか？

A1 対象となる方にはご案内をお知らせいたしますので、申請書を必ず提出してください。申請受理後 1～2か月を目途に申請時に指定した口座に順次振り込みます。

- ・ 令和5年3月8日以降に妊娠届を出された方には、妊婦面談時に、事業案内および申請書をお渡しします。
- ・ 令和5年3月8日以降に、出生届を出された方には、赤ちゃん訪問完了後に事業案内および申請書を郵送します。

Q2 出産后面談(赤ちゃん訪問)はいつ頃受けられますか？

A2 生後2か月前後に赤ちゃん訪問の連絡が入ります。訪問時期は生後 2～3 か月頃となります。

Q3 伊東市に転入した場合どこで受給できますか？

A3 転入前の市町村で受給していない場合は、伊東市で面談を受けてから、申請・受給してください。

Q4 伊東市から転出する場合にはどこで受給できますか？

A4 伊東市で受給することもできます。伊東市で受給しない場合は、転出先の市町村にお申し出ください。

Q5 流産・死産となった場合でも受給できますか？

A5 妊娠届出後、流産・死産となった場合、出産応援給付金のみ支給対象となります。不明な点がある場合は、子育て支援課までお問合せください。

Q6 市外の里帰り先で、赤ちゃん訪問を受けたい場合、子育て応援給付金の申請はどうなりますか？

A6 赤ちゃん訪問は、里帰り先の市町村に依頼し、受けることができます。給付金は伊東市から支給されるため、里帰り先の市町村での赤ちゃん訪問完了後、伊東市から申請書を郵送します。